

徳島県情報公開審査会答申第72号

第1 審査会の結論

徳島県人事委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年8月19日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県人事委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「①H19年度における県職員採用試験の一次試験の得点結果の一覧表又はその得点一覧が分かる資料」

「②上記の得点を得た者全員について二次試験に進んだか否かが分かる一覧表又はそのことが分かる資料」

2 実施機関の決定

平成20年9月2日、実施機関は、本件請求に係る公文書を、「1次試験結果表及び2次試験評定表」（以下「本件公文書」という。）と特定し、次の部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 1次試験結果表のうち、「試験地」、「受験番号」、「氏名」、「年齢」、「学校名」、「学部名」、「修学区分」、「教養」及び「専門」の項目
- (2) 2次試験評定表のうち、「試験地」、「受験番号」、「氏名」、「年齢」、「出身校」、「修学区分」、「適格」、「口述」、「適格」、「論(作)分」及び「適性」の項目
- (3) 上級試験の試験区分が電機、機械、総合土木、農業及び心理のもの、中級試験の試験区分が総合土木及び診療放射線技師のもの並びに初級試験の試験区分が一般事務のもののうち、全ての項目

3 異議申立て

平成20年9月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年10月16日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」

という。)に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、1次試験結果表及び2次試験評定表の受験番号の公開を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) そもそも氏名ではなく受験番号にしているのは、個人を特定できないようにするためである。
- (2) 仮に、受験番号で個人が特定されるのであれば、これを他の受験者等に知られるようにしている県の責任であり、その責任を非公開という形で県民に押しつけるべきではない。
また、友人から受験番号を教えてもらい、情報公開で試験結果を調べ、それを他人に言いふらしたとしても、それは当事者の責任である。
- (3) したがって、受験番号で個人が特定されるというのは非公開の理由にはならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分における受験番号の条例第8条第1号該当性については次のとおりである。

1 条例第8条第1号該当性について

- (1) 本号本文該当性について

試験を実施するにあたっては、試験に関する秘密を保持しなければならないが、個人のプライバシーについても十分に配慮した上で実施する必要があるとともに、試験の円滑かつ適性な遂行のためには、受験者を確実に識別できる方法が必要となる。

受験番号は、採用試験の申込受付時に交付するもので、職員の採用試験に関して、氏名を用いることなく、個人を確実に識別するものとして利用しているものであり、多くの試験においても広く一般に使用されている方法である。

受験番号は、単独では容易に特定の個人を識別できる情報ではないが、試験の実施において、個人を確実に識別することに用いる情報である以上、近親者や他の受験者等であればこれを知り得るものであり、これにより特定の個人を識別すること

ができる情報である。

したがって、「受験番号」は本号本文に該当する。

(2) 本号ただし書該当性について

受験番号は、本号ただし書に規定する「人の生命、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又はハに規定する「公務員等の職務遂行情報」のいずれにも該当しない。

一方、合格者の発表を受験番号により行うことは、職員の任用に関する規則第48条第1項に基づくものであることから、本号ただし書に規定する「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にあたり、非公開とする情報が除かれるようにも考えられる。

しかしながら、この場合、「公にされ、又は公にすることが予定されている」のは、試験の実施過程において試験室案内の表示等に使用するほか、受験番号単独の使用による合否の結果についての発表においてである。これは、合格者の発表に限って受験番号単独で必要最小限の使用により使用するものであり、他の情報と組み合わせることにより「公にすることが予定されている情報」とは言えない。

したがって、「受験番号」は、本号ただし書にも該当しない。

2 条例第3条の趣旨について

条例第3条の規定においては、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない。」旨規定している。

部分公開を行った採用試験の成績、順位及び合否は、受験者個人についての判断、評価に関するものであり、通常、一般には他人に知られたくない個人に関する情報に該当するものと考えられる。したがって、これがみだりに公開されることがないよう最大限の配慮を要するものである。

しかし、特定の個人を識別できるものである受験番号と組み合わせて公開することは、「通常他人に知られたくない個人に関する情報」である採用試験の成績、順位及び合否について、個人が特定できる形で公にしてしまうこととなり、上記条例第3条の趣旨に反することになるものとする。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書及び基本的な考え方について

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が行った平成19年度徳島県職員採用試験について、全

受験者の試験成績を記載して一覧にした文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している公文書である。

(2) 基本的な考え方について

上記第3 1 のとおり異議申立人は受験番号の公開を求めているため、本件処分
で非公開とされた情報のうち、受験番号の条例第8条第1号該当性についてのみ判
断する。

2 条例第8条第1号該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開
情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すこと
が困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例
では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則
として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報
に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報
から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行と
して公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、
生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び
「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る
情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の
内容に係る部分」を、ただし書の中に列記している。

個人が識別される代表的な情報は氏名、生年月日であるが、氏名以外の記述で、
単独では必ずしも特定の個人が識別されるとはいえないものであっても、他の情報
が組み合わせられることにより特定の個人が識別され得ることとなる場合があること
に留意する必要がある。

この場合の「他の情報」としては、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なもの
など一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害
関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれる。

(2) 受験番号について

受験番号は、それ単独では必ずしも特定の個人が識別されるとはいえない。

しかし、同じ試験会場で受験した他の受験者や近親者であれば知り得る他の情報
と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、受験番号は本号本文に該当する。

次に、本号ただし書該当性について検証する。

この点、試験の実施過程において、試験室案内の表示等に受験番号を使用しているほか、合否の結果の発表についても、職員の任用に関する規則第48条第1項に基づき受験番号により行っている。

したがって、この限りにおいて、受験番号は、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報と認められる。

しかしながら、上記以外的事实、例えば、本件事案のように受験者の試験の成績を受験番号とともに公にすることについては、これを認める法令等の規定も慣行も存在しない。

したがって、本号ただし書イには該当しない。

さらに、本号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないのは明らかである。

以上により、受験番号は本号に該当するものである。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年10月16日	諮問
12月10日	実施機関からの理由説明書を受理
平成21年 1月 9日	異議申立人からの意見書を受理
4月17日	審議（第65回審査会）
5月19日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第66回審査会）
6月22日	審議（第67回審査会）
7月24日	審議（第68回審査会）